

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

2025年度会計監査人公募に係る業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本資料は、「公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 2025年度会計監査人公募」（以下「本業務」という。）に適用します。

(2) 履行場所

横浜市内ほか

(3) 選任予定期間

契約締結日から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで

但し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第69条に基づき協会の社員総会決議によって選任を受けた会計監査人は、原則として次年度以降も協会の会計監査を行うこととします。なお、定時社員総会にて別段の決議がなされた場合、再任されないことがあります。

2 業務の背景と目的

当協会は、2024年度末に貸借対照表の負債の部に計上する額の合計額が50億円以上に達することが見込まれているため、2025年度から会計監査人を設置する必要があります。このため、2025年6月に開催予定の定時社員総会において会計監査人の選任を行うために、会計監査人候補者の選考を行います。

なお、本業務の実施に当たっては、以下のウェブサイト等をご参考ください。

《参考とするウェブサイト》

○公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○横浜市都市整備局「国際園芸博覧会」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/>

○横浜市都市整備局「旧上瀬谷通信施設」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/kukakuseiri/kamiseya/>

○農林水産省「2027年横浜国際園芸博覧会」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html

○国土交通省「国際園芸博覧会」

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000089.html

○経済産業省「国際博覧会」

<https://www.meti.go.jp/policy/exhibition/index.html>

○公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（大阪・関西万博）

<https://www.expo2025.or.jp/>

○国際園芸家協会（AIPH）

<http://aiph.org/>

○博覧会国際事務局（BIE）

<https://www.bie-paris.org/site/en/>

3 業務内容

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づく、当協会の貸借対照表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書についての監査の実施並びに監査報告の作成等として、以下の業務を行うこととします。

(1) 計算書類について、法令等の規定に基づき行う監査業務

- ・ 監査計画の策定
- ・ 期中監査
- ・ 期末監査
- ・ 監査報告書の提出

(2) 協会の総務部及び財務部並びに監査課との情報共有・連携業務

- ・ 監査計画についての説明・意見交換
- ・ 監査報告書についての説明・意見交換
- ・ その他、監査業務に係る説明、報告、情報交換等

(3) 協会の理事・監事との連携業務

(4) 会計全般についての助言・相談対応業務

4 監査実施体制

本監査業務の実施にあたっては、公認会計士1名を本監査業務に係る統括責任者（監査責任者）として指定し、本監査業務全般の管理を行うこととします。

契約締結後、提案書に記載の者がやむを得ない理由により交代する場合は同等以上の者を充てることとします

5 その他

- (1) 受嘱者は、常に委嘱者と密接に連携を図り、委嘱者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければなりません。
- (2) 受嘱者は、本業務の実施にあたり、協会等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受嘱者等と連携して行うこととします。
- (3) 受嘱者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受嘱者が一切の責任を負うとともに、委嘱者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委嘱者の指示に従うものとします。
- (4) 受嘱者が協会等の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受嘱者の責任においてこれを修繕、若しくは補償することとします。
- (5) 本資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委嘱者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けることとします。
- (6) 受嘱者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとします。
- (7) 受嘱者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとします。
- (8) 政策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (9) 成果品についての著作権などの全ての権利は、協会に帰属するものとし、協会と協会が指定する第三者に著作権人格権を行使しないこととします。
- (10) 本業務を通じて知り得た情報について、受嘱者は守秘義務を負うこととし、委嘱者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとします。
- (11) 受嘱者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守することとします。

https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/